

# 有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管

## 規制改革の内容

### 特例措置前

有害鳥獣の捕獲許可については、都道府県の鳥獣保護管理事業計画等において許可期間が限定されている



### 特例措置

事業計画の許可期間を「必要かつ適切な期間」等に変更



### 効果

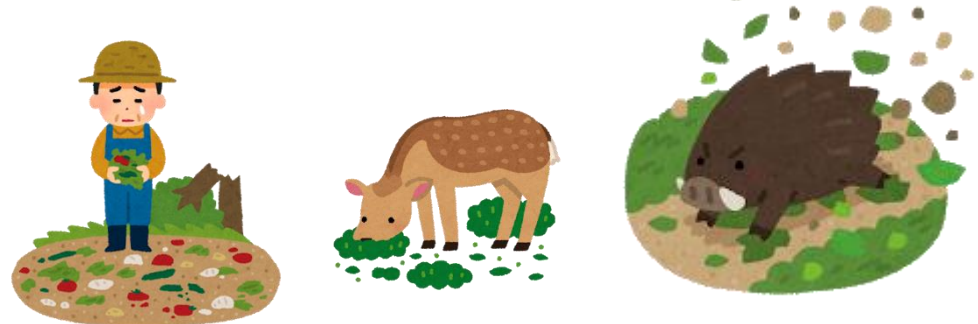
1年間通して、有害鳥獣の捕獲が可能

## 規制改革の概要

### 養父市の事例

有害鳥獣の捕獲許可期間は、兵庫県の鳥獣保護管理事業計画において「原則3か月以内」に規定されていた

有害鳥獣による被害が深刻化



鳥獣保護管理事業計画の許可期間を通年に変更

### 有害鳥獣駆除の促進

